

令和3年第2回定例会総務委員会会議録

令和3年6月21日

午前10時01分～午前10時30分

全員協議会室

出席者氏名

油原 信義	委員長	伊藤 悦子	委員
山崎 孝一	委員	後藤 光秀	委員
椎塚 俊裕	委員	寺田 寿夫	委員
大野誠一郎	委員		

執行部

市長公室長	松尾 健治	総務部長	菊地 紀生
議会事務局長	猪野瀬 武	法制総務課長	梁取 忍
財政課長	大貫 勝彦	秘書課長	服部 淳
企画課長	岡野 功	人事課長補佐	藤平 浩貴
牛久沼プロジェクト課長補佐	青木 誉		(書記)

事務局

課長	松本 博実	係長	深沢伸一郎
----	-------	----	-------

議題

議案第1号 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第2号 龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議案第7号 令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第5号)の所管事項について

油原委員長

皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、委員の皆様申し上げます。

本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔傍聴者入室〕

油原委員長

ここで傍聴の皆様一言申し上げます。会議中にご静粛をお願いいたします。

本日、説明員につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大にかかる対応方針に基づき、議案に関連する所管課のみの出席とさせていただいておりますのでよろしくお祈りを申し上げます。

それでは、ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日、ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました、議案第1号、議案第2号、議案第7号の所管事項、以上3案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけでございますが、発言は簡潔明瞭に、また質疑は一問一答をお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議案の審査に入ります。

初めに、議案第1号 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

菊地総務部長。

菊地総務部長

はい。それでは説明させていただきます。

議案書の1ページ、新旧対照表の1ページをお開きください。

議案第1号 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これは、本市元副市長及び職員等が官製談合防止法違反により、逮捕・起訴されたことに関しまして、任命及び管理監督責任として、一定期間、市長の給与減額を特例として減額するものになります。

なお、減額率は30%、期間は令和3年7月1日からは令和4年1月17日までになります。

説明は以上です。

油原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

3割にした根拠を教えてください。

油原委員長

藤平人事課長補佐。

藤平人事課長補佐

はい、お答えします。

過去、当市におきまして不祥事があった際に市長が実施しました給与減額の内容を数字だけで見ますと、10%カット一月行うというものでした。

また、直近でおきました他の自治体の官製談合防止法違反で、その首長が管理監督責任として行った減額の例が4件ほど確認できましたが、その内容につきましてはカット率が10%から20%の範囲でして、期間は一月から三月の範囲でありました。

いずれにしましても、先日の後藤敦志議員の一般質問におきまして、中山市長は「どれだけの減額を自身に課したとしても、それが今回の事件の責任に対する十分な処分であるとは到底考えておりません。」と答弁しました。また、伊藤議員などの一般質問におきまして、「1日も早く市政の混乱を収束させ、市民の信頼を回復させることに全力で取り組むことこそが、私に課せられた責務であると考えております。」と答弁しております。

数字につきましては、市長ご自身が決定したものですので、今申し上げたような背景も踏まえたものであろうかと思えます。

以上です。

油原委員長

その他、ございませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

今回の給与3割減の理由っていうのは官製談合によるものになりますが、官製談合自体は本当はあってはならないことだと思います。市民の信頼を大きく失墜させたわけですが、この事件は元社会福祉協議会の副会長、元副市長、元契約検査課長、そして、市長公室参事の4人が関わっています。

さらに、この短期間に職員3名が亡くなっています。職場環境の問題として、さらに、このことは重大なことだと思います。

市全体を統括する市長の責任は大変大きいと言わなければならないと考えています。

市長の責任として給与の3割減が本当に妥当であるのか、私は良しとすることはできませんので、よってこの議案に反対いたします。

油原委員長

伊藤議員にご質問しますが、要するに、この給与減額は少ないのか、もっとあるべきなのか、それとも違う形での責任を取るべきなのかというようなことも、ちよっ

と今のお話ですとわかりませんので、お願いをいたします。

伊藤委員

議案に対してどうなるかということで、この議案は認められないってことを言ったわけですがけれども、個人的には、一般質問で言ったように私は辞職相当であるというふうには考えています。

油原委員長

ありがとうございました。

他にありますか。

[なし]

油原委員長

別がないようでありますので、採決いたします。

議案第1号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

油原委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第2号 龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

菊地総務部長。

菊地総務部長

それでは、議案書の2ページ、新旧対照表の2ページをお開きください。

議案第2号 龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてです。

これは、行政不服審査法施行令の一部改正によりまして、審査請求書等への押印を要しないものとされたことに伴いまして、審査申出書への押印を不要とするための所要の改正を行うものになります。

説明は以上です。

油原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

[なし]

油原委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第2号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

油原委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第7号 令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）の所

管事項について、執行部から説明願います。

菊地総務部長。

菊地総務部長

それでは、別冊の議案書の7ページをお願いいたします。

議案第7号 令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）についてになります。

これは、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,336万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ264億9,662万7,000円とするものになります。

11ページをお願いいたします。

松尾市長公室長

歳入になります。

国庫支出金の国庫補助金、商工費国庫補助金になります。0001新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（経済対策分）、7,933万8,000円であります。

これにつきましては、令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、いわゆる令和2年度本省繰越分です。この交付限度額2億6,379万4,000円に対して、すでに予算に計上しております、1億8,445万6,000円を差し引いた残額をすべて計上いたしております。

次です。県支出金の県補助金、教育費県補助金の0002ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策事業費757万3,000円であります。

これにつきましては、オリンピックの事前合宿、それから事後交流にかかる補助金でありまして、今回新規に計上させていただいております。

菊地総務部長

その下です。繰入金の財政調整基金繰入金です。

新型コロナウイルス感染症対策に係る事業に対する財源調整といたしまして、4,000万円を計上しております。

その下です。繰越金です。

一般会計繰越金、財源調整といたしまして2,311万7,000円を計上しております。

その下です。諸収入です。

自治総合センターコミュニティ助成金です。自主防災組織活動育成事業に対する助成になります。10分の10の補助です。当該助成事業は宝くじの社会貢献広報事業の一環として行われるものになります。

13ページをお願いいたします。

猪野瀬議会事務局長

歳出です。

はじめに、議会活動費でございます。市議会議員政務活動費になります。

内容については110万円の減額でございます。

これは、議員1人あたり5万円×22名分で、昨年度に引き続きまして、市議会議員の皆様からの政務活動費を申請しないとの申出に基づくものでございます。

なお、この110万円につきましては、一旦、財政調整基金へ積み立てて、今後の新型コロナウイルス感染症防止対策への活用を予定するものでございます。

菊地総務部長

その下、総務費になります。特別職給与費です。

官製談合事件の任命・管理監督責任によりまして、市長給与を30%減額したことに伴う減額になります。共済費は事業主負担分の減額になります。

その下、法制事務費です。

行政法律相談の増加等に伴いまして、弁護士と顧問契約を締結するために、49万5,000円を計上しております。

その下、財政調整基金費です。

先ほど局長から説明がありましたように、市議会議員の皆様からの政務活動費分の積み立てを予定しております。

一番下の箱になります。衛生費です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費です。

需用費のうち500万円分、備品購入費の100万円、これらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う感染症拡大防止必需品の購入に備え、消耗品及び備品を追加計上しております。

15ページをお願いいたします。

中段から下、消防費です。自主防災組織活動育成事業です。地域コミュニティ助成事業180万円になります。

歳入でもご説明しましたように、防災力強化のために若柴町長山前地区自主防炎会が購入いたします防災資機材に対する補助金になります。

松尾市長公室長

一番下の箱になります。

教育費の保健体育費、保健体育総務費であります。国際スポーツ大会キャンプ等招致活動費、91万円の減額であります。

内訳であります。委託料としましては、PCR検査として294万6,000円を計上しております。これは、事前キャンプの際の選手、それからボランティア職員関係者などの検査費用であります。所要額としては651万円ほど見込んでおりまして、すでに計上済み額356万4,000円がありますので、不足額294万6,000円を計上させていただいております。

そして、使用料及び賃借料であります。385万6,000円の減額であります。

これについては、事前キャンプの際のホテルの宿泊料を計上させていただいております。予算計上済額が1,550万1,000円ありますが、所要額として1,164万5,000円を

見込みまして、差額の358万6,000円を減額させていただくものであります。

なお、委託料のPCR検査につきまして、議会の一般質問の答弁の際、抗原検査というふうに説明させていただきました。実際には、抗原検査またはPCR検査ということなのですが、費用としては、抗原検査相当額の費用で計上させていただいておりますが、茨城県全体としてこの抗原検査相当額によって、PCR検査を受けることができないかという、今、県の担当部局の方で費用の調整などをしておりまして、現時点ではPCR検査なのか抗原検査なのか判然としない部分もありますが、県としてはPCR検査をなんとしてもやりたいということですので、予算としてはPCR検査ということで計上させていただきましたが、場合によっては抗原検査になることがあるということをご承知おきいただければと思います。

それから、使用料及び賃借料につきましても、一般質問の際にお知らせした通り、キューバ共和国の柔道チームについては事前キャンプを行わないということでありま。この予算については、それぞれのチーム、期間は短縮するにしても、これまでの予定の国が龍ヶ崎市にみえて事前キャンプをするという前提で補正予算を組ませていただいておりますので、実際には精算をして、さらに減額になるというふうに思っております。その点についてもお含みおきいただければと思います。

補正予算の説明については以上です。

油原委員長

執行部からの説明は終わりました。

議案第7号については慎重審議を行うため、多くの質疑を期待しております。

質疑ありませんか。

山崎委員。

山崎委員

ちょっとお聞きしたいんですけども、別冊の13ページでございます。

中段より上の01021500法制事務費の委託料、顧問弁護士49万5,000円について、ちょっと教えていただきたいんですけども、市長の説明によりますと、対応する業務の法律問題や今般の官製談合防止法の違反事件への対応を強化するためというご説明がありました。具体的にどのような形で対応ですね、想定しているのか、ちょっと教えていただきたいと思うんですが。

油原委員長

梁取法制総務課長。

梁取法制総務課長

顧問弁護士の委託契約でございますが、平成24年度までは顧問弁護士の委託契約を結んでおりまして、顧問とそれから市民法律相談を合わせたの契約ということでございました。平成25年度当時は費用対効果の面で課題があると判断し、いわゆる顧問契約は結ばず市民法律相談のみに行政相談分を加えた委託契約としておりまして、今

日まで至っております。

先ほど山崎委員からお話がありました通り、今回の官製談合防止法違反事件に関する対応等について、これまでの行政相談分のスポットでの契約対応ということでお話をさせていただいたところですが、内容・量ともに非常に相談の量が多くなりまして、令和3年度の途中ではありますが、顧問契約を結びたいということで計上したものでございます。

訴訟等になりますと弁護が必要な案件について、その都度専門分野などを見ながら、別途契約を結んできました。これについては、今後も顧問契約を結ぶところがございますが、実際の訴訟等がございました場合は、別途契約を結んでということになります。顧問契約を結びますと常に相談が可能になります。

これまでについては、それぞれ庁内の各課が業務に関して相談をしたい場合は、市民法律相談と合わせて契約をしております行政相談分の部分を使いまして、相談をしているところはこれまでも同じですが、今回の案件のような内容につきましては、やはり顧問契約を結ばないと対応できないということで、今回の補正予算計上に至ったものでございます。

以上でございます。

油原委員長

山崎委員。

山崎委員

そうしますと、法律の全般的な行政の問題がこの予算に組み込まれるというような、法制総務課長のお話。

もう少し深く掘り下げてみますと、官製談合に対して、例えば、どのような対応、つまりどのような形の想定をなされているのか、ちょっとそこら辺、漠然としていますけど、お願いしたいと思います。

油原委員長

梁取法制総務課長。

梁取法制総務課長

具体的な相談内容ということでございますが、基本的に個人情報ですとか、情報公開に関する対応が非常に多くなっております。訴訟に関することですので刑事訴訟法ですとか、そういったものに関連してまいります。

また、もちろん、市の情報公開条例、あるいは個人情報の保護等に関して、今までの行政上のやり方ではちょっと対応できないところがございますので、法律的なものをアドバイスさせていただいております。個人情報ですとか、情報公開に関してが多いかと思っております。

以上です。

油原委員長

山崎委員。

山崎委員

はい、わかりました。

個人情報と情報公開、この柱二つと、もろもろのこともあるんでしょうけどね。

わかりました。ありがとうございました。

油原委員長

その他ございますか。

伊藤委員。

伊藤委員

15ページの国際スポーツ大会キャンプ等招致活動費ですけど、先ほどPCR検査のことについてはいろいろな事情があるってということだったんですけども、これはぜひ私としてはPCR検査を強く実施をしてほしいなと思います。

それで、こういうPCR検査について、職員が何かお手伝いするとか、そのようなことがあるのかってということと、職員分が何人分とか、選手分が何人分というのわかれば教えてください。

油原委員長

服部秘書課長。

服部秘書課長

職員の手伝いということなので、検査の実施方法についてご説明させていただきたいと思います。

検査につきましては、各宿泊施設の食事会場等を利用し、抗原検査のキットを使い、選手に自分で唾液を採取していただくことになっております。この採取した唾液につきましては、茨城県が委託したその事業者が宿泊施設で回収し、その後検査機関まで運びますので、市職員等の接触は必要最小限に抑えられると、このように考えております。

また、市職員やホテルスタッフなども選手と同様に検査を実施することとなっております。あわせて、この検査でございますが、朝食前を予定しており、夕方にはその検査結果が判明する予定となっております。

それと検査の人数でございますが、当初予算では選手やスタッフ、120名の2回分として考えておりました。これが、直前、示されたホストタウン等における選手等受入マニュアルの改訂版によりまして、毎日、検査が行われるということになりました。

これにより、その人数が変わりました。選手団等につきましては368人、これは選手とスタッフを含めてです。あと、住民、ボランティア等も含めて、延べ人数として320人、合計で688人のPCR検査を予定しているところでございます。

以上です。

油原委員長

伊藤委員。

伊藤委員

アメリカは合宿を行うことが決まっているんですけど、キューバは中止ですけど、あとオセアニアとタイ、その状況が今現在どうなっているか教えてください。

油原委員長

服部秘書課長。

服部秘書課長

タイ王国につきましては、現在も調査中ということでございます。タイ陸上競技連盟の情勢に精通しております流通経済大学の田畑先生に確認しましたところ、現在そのオリンピックに出場する選手を決めるための国内選考大会を実施しております、今週末頃までにはそれが決定すると、このように伺っております。その後何らかの情報が入ると、このように思っております。

オセアニアチームにつきましても調整中で、7月9日に来日予定となっておりますオセアニア選手団の中に柔道競技の代表選手がいるのかいないのか、これにつきまして、現在確認を取っているといった状況でございます。

いずれにいたしましても、各選手団の確認が取れ次第、市公式ホームページ等により、情報提供してまいりたいと考えております。

油原委員長

伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

油原委員長

その他ございますか。

伊藤委員。

伊藤委員

意見なんですけども、この補正予算が、今、新型コロナウイルス感染症対策に新たな広報をやるってということというのがあったりとか、ほかのところでは、もちろん感染拡大防止対策なんかも拡充するってということで、ワクチン接種の体制確保事業とかされているんですけども、補正予算には、第1号議案に関連する市長の給与の減額ってところがありますので、第1号議案に反対していますので、私は様々ないいところもあると思いますけれども、その点で補正予算には反対いたします。

油原委員長

他にございますか。

[なし]

油原委員長

別がないようですので、採決いたします。

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第7号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

油原委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。